平成２６年（フ）第１４１号
三重県三重郡菰野町大字竹成2245番地８
債務者　明星　美紀
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
三重県四日市市日永３丁目５番９号
債務者　田中　重美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
三重県桑名市新矢田１丁目17番地
債務者　三輪　利香
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
三重県いなべ市北勢町麻生田3468番地11
債務者　古川　智貴
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
三重県四日市市青葉町501番地28　大和の里Ⅱ―102
債務者　豊永　将司
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
三重県いなべ市北勢町新町344番地１
債務者　伊藤　英雄
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
三重県四日市市小林町3031番地38
債務者　白鳥　和美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５５４号
京都市下京区西木屋町通上ノ口下る梅湊町95番地２　朝日プラザ高瀬川401号室
債務者　酒井　友也
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６２７号
京都市中京区西ノ京職司町67番地86　マイフラットマンション101
債務者　堀野　真勝
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７４１号
京都市南区吉祥院石原町23番地の５
債務者　片山　卓己
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７６号
京都市右京区京北細野町下壬生垣内６番地
債務者　藤原　謙次
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８５号
京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町620番地　大橋貸家２号
債務者　吉岡　和子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９５号
京都市下京区七条御所ノ内北町13番地、前住所京都市下京区西七条南中野町32番地
債務者　横山音楽事務所こと　横山　智昭
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０８号
京都市西京区嵐山茶尻町46番地４、前住所京都市左京区岩倉長谷町1072番地14
債務者　山下　和則
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２２号
京都市中京区西ノ京下合町29番地１　タワー御池503、前住所京都市南区東九条河辺町31番地　十条シティハウス303
債務者　二ノ方康弘
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
奈良市東九条町1424番地　北和県住６―108号
債務者　吉岡　清美
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８３号
愛媛県松山市道後今市９番21号　アーバンハイツ今市305号
債務者　天野　　誠
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
松山地方裁判所民事部